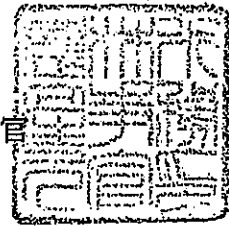




27 経営第3242号  
平成28年3月30日

全国農業会議所会長 殿

農林水産事務次官



農地集積・集約化対策事業費補助金交付要綱の一部改正について

農地集積・集約化対策事業費補助金交付要綱（平成26年2月6日付け25経営第3140号農林水産事務次官依命通知）の一部が別紙新旧対照表のとおり改正されたので、御了知の上、今後とも本事業の円滑かつ適正な実施につき御配慮をお願いする。

以上、命により通知する。



おける流用

(6) [略]

(申請手続)

第4 適正化法第5条、適正化法施行令第3条及び交付規則第2条に規定する交付申請書の様式は、別記様式第1号のとおりとし、正副2部を地方農政局長等（北海道及び別表2の区分の欄の1の経費の欄に掲げる(3)から(5)の事業及び別表3の経費の欄に掲げる(4)の経費に係る事業を実施する補助事業者）に提出しなげられ、沖繩県にあっては内閣府沖縄総合事務局長をいう。以下同じ。）に提出しなげられなければならない。

2 [略]

第5～第7 [略]

(契約等)

第8 別表2の区分の欄の1の経費の欄に掲げる(3)から(5)までの事業及び別表3の経費の欄に掲げる(4)の事業を実施する補助事業者（以下「民間団体」という。）は、補助事業の一部を他の者に実施させる場合は、本要綱の関係条項を内容とする実施に関する契約を締結し、大臣に届け出なければならない。

2・3 [略]

第9～第29 [略]

(5) [略]

(申請手続)

第4 適正化法第5条、適正化法施行令第3条及び交付規則第2条に規定する交付申請書の様式は、別記様式第1号のとおりとし、正副2部を地方農政局長等（北海道及び別表2の区分の欄の1の経費の欄に掲げる(2)の事業、別表2の区分の欄の3の経費の欄に掲げる(4)の事業及び別表3の経費の欄に掲げる(4)の事業を実施する補助事業者）に提出しなげられなければならない。以下同じ。）に提出しなげられなければならない。

2 [略]

第5～第7 [略]

(契約等)

第8 別表2の区分の欄の1の経費の欄に掲げる(2)の事業、別表2の区分の欄の3の経費の欄に掲げる(4)の事業及び別表3の経費の欄に掲げる(4)の事業を実施する補助事業者（以下「民間団体」という。）は、補助事業の一部を他の者に実施させる場合は、本要綱の関係条項を内容とする実施に関する契約を締結し、大臣に届け出なければならない。

2・3 [略]

第9～第29 [略]

附 則

1 この通知は、平成28年4月1日から施行する。

2 「農地集積・集約化対策事業費補助金交付要綱の一部改正について」（平成26年3月31日付け25経営第3140号—1農林水産事務次官依命通知）附則第3項ただし書の規定によりなお従前の例によるものとされた同項の規定による廃止前の農地保有合理化促進対策費補助金交付要綱（昭和48年8月27日付け48農改B第2482号農林事務次官依命通知）第9ア及びイに掲げる基金については、平成28年4月1日付けで統合し、統合後の名称は担い手支援貸付原資基金とする。なお、統合後においても、統合前の基金ごとに区分経理を行うものとする。

3 この通知による改正前の要綱に基づき交付決定を受けた事業については、なお従前の例によるものとする。

別表1 (第2、第3、第10、第11、第13及び第14関係)

区分	経費	補助率	補助事業者	経費の配分の変更	
				重要な変更	事業の内容の変更
1 農地中間管理機構事業	補助事業者が実施要綱第3の1及び赤買円滑化実施要綱に規定する次に掲げる事業に要する経費 (1) 農地集積奨励金交付事業 (2) 農地中間管理事業等推進事業 ア・イ [略] (3) 条件整備資金利子助成事業 ア イ	定額 [略]	都道府県 [略]  農林水産省 経営局長が別に定める公募要領に基づき応募した者から選定された団体(以下「公募団体」という。) 公募団体	[新設]	[略]

[表略]

別表2 (第2、第3、第4、第10、第11及び第14関係)

区分	経費	補助率	補助事業者	経費の配分の変更	
				重要な変更	事業の内容の変更
1 農地中間管理機構事業	補助事業者が実施要綱第3の1及び赤買円滑化実施要綱に規定する次に掲げる事業に要する経費 (1) 農地集積奨励金交付事業 (2) 農地中間管理事業等推進事業 ア・イ [略] (3) 条件整備資金利子助成事業 ア イ	定額 [略]	都道府県 [略]  農林水産省 経営局長が別に定める公募要領に基づき応募した者から選定された団体(以下「公募団体」という。) 公募団体	[新設]	[略]
2 農地集積協力金交付事業	(1) 農地集積奨励金交付事業 ア イ (2) 企業参入促進事業 ア イ (3) 農地売却円滑化事業 ア イ (4) 農地中間管理機構職員研修事業 イ 企業参入促進事業 ア イ 差損助成費 イ 差損助成業務費	定額 [略]	農林水産省経営局長が別に定める公募要領に基づき応募した者から選定された団体 [削る。] 都道府県 [削る。]	[新設]	経費の欄に掲げるアの経費からイの経費への流用 [新設]

別表1 (第2、第3、第10、第11、第13、第14、第22、第23、第24、第25及び第27関係)

区分	経費	補助率	補助事業者	経費の配分の変更	
				重要な変更	事業の内容の変更
1 農地中間管理機構事業	補助事業者が実施要綱第3の1に掲げる事業に要する経費 [削る。] (1) 農地中間管理事業等推進事業 ア・イ [略] [削る。]	[削る。] [削る。] [削る。]	[削る。] [削る。] [削る。]	[削る。] ア及びイの経費の合計額の30%を超える増減 [削る。]	[略]

[表略]

別表2 (第2、第3、第4、第8、第10、第11及び第14関係)

区分	経費	補助率	補助事業者	経費の配分の変更	
				重要な変更	事業の内容の変更
2 農地集積協力金交付事業	補助事業者が実施要綱第3の2に規定する次に掲げる事業に要する経費 (1) 地域集積協力金交付事業	定額	都道府県	(1) から(4)の経費の合計額の30%を超える増減 経費の欄に掲げる	事業実施主体の変更 事業の新設、又は廃止

2. 機構集積 支援事業	補助事業者が実施要綱第3の4に規定する次に掲げる事業に要する経費 (1)・(2) [略] (3) 広域的な農地の利用調整活動等への支援事業 [新設]	定 額 [新設] [新設] [新設]	都道府県 [新設] [新設] [新設]	経費の欄に掲げる(1)、(2)及び(3)の経費の相互間における各経費の30%を超える増減 [新設]	[略]
-----------------	---	-----------------------------	------------------------------	--	-----

3. 機構集積 支援事業	(2) 経営転換協力金交付事業 (3) 耕作者集積協力金交付事業 (4) 機構集積協力金推進事業 補助事業者が実施要綱第3の4に規定する次に掲げる事業に要する経費 (1)・(2) [略] (3) 広域的な農地利用調整活動等への支援事業 (4) 全国的な農地利用調整活動等への支援事業 ア 情報収集・分析事業 イ 情報提供・指導事業	[新設] 都道府県 都道府県 全国農業委員会ネットワーク機構	[略]	経費の欄に掲げる(1)、(2)及び(3)の事業の相互間における経費の30%を超える増減 経費の欄に掲げるアの事業とイの事業の相互間における経費の増減	[略]
-----------------	---	---	-----	---	-----

別表3 (第2、第3、第4、第8、第10、第11及び第14関係)

区分	経 費	補助率	補助事業者	事業内容の変更	
				経費の配分の変更	重要な変更
農地中間管理 機構事業	補助事業者が売買支援実施要綱に規定する農地売買支援事業等に要する次の経費 (1) [略] (2) 機構業務費 農地中間管理機構等が売買支援事業及び緊急加速事業として行う農用地等の売買・賃貸等業務、農地売渡借託等事業として行う農用地等の信託引受・売渡等業務、農業生産法人出資者成事業として行う農用地等の買入れ・出資等業務及び畜産環境リース事業として行う農業用機械・施設の管理業務等に要する次の経費に 対し、都道府県が補助する場合における当該補助に要する経費	[略] [略]	[略] [略]	経費の配分の変更	事業内容の変更

別表3 (第2、第3、第4、第8、第10、第11及び第14関係)

区分	経 費	補助率	補助事業者	事業内容の変更	
				経費の配分の変更	重要な変更
農地中間管理 機構事業	補助事業者が売買支援実施要綱に規定する農地売買支援事業等に要する次の経費 (1) [略] (2) 機構業務費 農地中間管理機構等が売買支援事業として行う農用地等の売買・賃貸等業務、農地売渡借託等事業として行う農用地等の信託引受・売渡等業務、農地所有適格法人出資者成事業として行う農用地等の買入れ・出資等業務及び畜産環境リース事業として行う農業用機械・施設の管理業務等に要する次の経費に 対し、都道府県が補助する場合における当該補助に要する経費	[略] [略]	[略] [略]	経費の配分の変更	事業内容の変更

ア～タ [略] (3) 機構事業費	[略]	[略]	[略]
ア 農地継承円滑化事業助成費	当該間接補助事業費の1/2以内	当該間接補助事業費の6/10以内	当該間接補助事業費の7/10以内
イ 貸借料前払資金助成費 [略]	[略]	[略]	[略]
ウ 農地保有合理化緊急加費	[略]	[略]	[略]
(4) [略]	[略]	[略]	[略]

(用語の定義)

[新設]

[中略]

※緊急加速事業：農地保有合理化緊急加速事業実施要綱（平成10年4月8日付け10精改B第365号農林水産

事務次官依命通知）第4に規定する事業。

[中略]

※農地所有権移転促進事業：農業経営基盤強化促進法第7条第3号に規定する事業

[以下略]

ア～タ [略] (3) 機構事業費	[略]	当該間接補助事業費の6/10以内 [略]	[略]
[削る。]	[削る。]	[削る。]	[削る。]
貸借料前払資金助成費 [略]	[略]	[略]	[略]
[削る。]	[削る。]	[削る。]	[削る。]
(4) [略]	[略]	[略]	[略]

(用語の定義)

※全国農業委員会ネットワーク機構：農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第38号）第42条第1項の規

定による大臣の指定を受けた農業委員会ネットワーク機構

[中略]

[削る。]

[中略]

※農地所有権移転促進事業：農業経営基盤強化促進法第7条第3号に規定する事業

[以下略]

別記様式第1号（第4関係）（その1）

[中略]

平成 年度農地集積・集約化対策事業費補助金（〇〇〇〇）※交付申請書

[中略]

地方農政局長 殿

大臣の交付決定を受ける場合は大臣  
内閣府沖繩総合事務局長の交付決定を受ける  
場合は内閣府沖繩総合事務局長

[以下略]

別記様式第1号（第4関係）（その2）

[中略]

平成 年度農地集積・集約化対策事業費補助金（〇〇〇〇）※交付申請書

[中略]

地方農政局長 殿

別記様式第1号（第4関係）（その2）

[中略]

平成 年度農地集積・集約化対策事業費補助金（〇〇〇〇）※交付申請書

[中略]

地方農政局長 殿

大臣の交付決定を受ける場合は大臣  
内閣府沖縄総合事務局長の交付決定を受ける  
場合は内閣府沖縄総合事務局長

[中略]

1・2 [略]

3 経費の配分

別表2の区分の欄の1の経費の欄に掲げる(1)の事業を実施する場合

区 分	補助事業に要する 経費(又は補助事 業要した経費) (A+B)	負担区分			備 考
		国庫 補助金 (A)	都道府県 (B)	農地中間 管理機構 (C)	
	円	円	円	円	円
合 計					

別表2の区分の欄の1の経費の欄に掲げる(2)の事業を実施する場合

区 分	補助事業に要する 経費(又は補助事 業要した経費) (A+B)	負担区分		備 考
		国庫補助金 (A)	その他 (B)	
	円	円	円	円
合 計				

別表2の区分の欄の2の経費の欄に掲げる事業を実施する場合

区 分	補助事業に要する 経費(又は補助事 業要した経費) (A+B)	負担区分			備 考
		国庫 補助金 (A)	都道府県 (B)	市町村 (C)	
	円	円	円	円	円
合 計					

別表2の区分の欄の3の経費の欄に掲げる(1)から(3)の事業を実施する場合

補助事業に要する		負担区分

大臣の交付決定を受けている場合は大臣  
内閣府沖縄総合事務局長の交付決定を受けている  
場合は内閣府沖縄総合事務局長

[中略]

1・2 [略]

3 経費の配分

別表2の区分の欄の1の経費の欄に掲げる(1)、(2)の事業を実施する場合

区 分	補助事業に要する 経費(又は補助事 業要した経費) (A+B+C+D)	負担区分				備 考
		国庫 補助金 (A)	都道府県 (B)	農地中間 管理機構 (C)	その他 (D)	
	円	円	円	円	円	円
合 計						

別表2の区分の欄の1の経費の欄に掲げる(3)、(4)及び(5)の事業を実施する場合

区 分	補助事業に要する 経費(又は補助事 業要した経費) (A+B)	負担区分		備 考
		国庫補助金 (A)	その他 (B)	
	円	円	円	円
合 計				

[新設]

別表2の区分の欄の2の経費の欄に掲げる事業を実施する場合

補助事業に要する		負担区分

区分	経費(又は補助事業 業要した経費) (A+B+C+D)	国庫 補助金 (A)	都道府県 (B)	市町村 (C)	都道府県 農業会議 (D)	備考
合計	円	円	円	円	円	

[新設]

[新設]

※ [略]

4・5 [略]

6 添付書類

(1)~(3) [略]

(注) 2の様式は、実施要綱第7の1、第8の1及び第10の1に定める事業実施計画書、並置円滑化実施要綱第9の1に定める事業実施計画書に準ずる。

別記様式第1号(第4関係)(その3)

[中略]

平成 年度農地集積・集約化対策事業費補助金(〇〇〇〇) \*交付申請書

[中略]

地方農政局長 殿

大臣の交付決定を受けている場合は大臣  
内閣府沖繩総合事務局長の交付決定を受けている  
場合は内閣府沖繩総合事務局長

[中略]

区分	経費(又は補助事業 業要した経費) (A+B)	国庫 補助金 (A)	都道府県 (B)	市町村 (C)	都道府県 農業委員 会ネットワーク 機構 (D)	備考
合計	円	円	円	円	円	

※都道府県農業委員会ネットワーク機構とは、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第42条第1項の規定による都道府県知事の指定を受けた農業委員会ネットワーク機構をいう。

別表2の区分の欄の3の経費の欄に掲げる(4)の事業を実施する場合

区分	補助事業に要する 経費(又は補助事業 業要した経費) (A+B)	負担区分		備考
		国庫補助金 (A)	全国農業委員会 ネットワーク機構 (B)	
合計	円	円	円	

※ [略]

4・5 [略]

6 添付書類

(1)~(3) [略]

(注) 2の様式は、実施要綱第7の1、第8の1及び第10の1に定める事業計画書に準ずる。

別記様式第1号(第4関係)(その3)

[中略]

平成 年度農地集積・集約化対策事業費補助金(〇〇〇〇) \*交付申請書

[中略]

地方農政局長 殿

大臣の交付決定を受けている場合は大臣  
内閣府沖繩総合事務局長の交付決定を受けている  
場合は内閣府沖繩総合事務局長

[中略]



1 [略]

2 事業の内容

(1) [略]

(2) 機構業務・機構事業

ア [略]

イ 農用地等売買貸借事業計画 (又は実績)

[中略]

(注) 1 担い手支援 (売買) は、売買支援実施要綱 (平成12年4月1日付け12構改B第320号農林水産事務次官依命通知) 第4の1の(2)の事業を、担い手支援 (貸借) は、同要綱第4の1の(1)の事業を、総合支援事業とは、農地保有合理化総合支援事業実施要領 (平成18年3月31日付け17産営第7464号農林水産事務次官依命通知) 第4の1の(1)に規定する事業をいう。

2~7 [略]

ウ [略]

[割る。]

1 [略]

2 事業の内容

(1) [略]

(2) 機構業務・機構事業

ア [略]

イ 農用地等売買貸借事業計画 (又は実績)

[中略]

(注) 1 担い手支援 (売買) は、売買支援実施要綱 (平成12年4月1日付け12構改B第320号農林水産事務次官依命通知) 第4の1の(2)の事業を、担い手支援 (貸借) は、同要綱第4の1の(1)の事業を、総合支援事業とは、農地保有合理化総合支援事業実施要領 (平成18年3月31日付け17産営第7464号農林水産事務次官依命通知) 第4の1の(1)に規定する事業をいう。

2~7 [略]

ウ [略]

[割る。]

工 農地継承円滑化事業計画 (又は実績)

(実施主体: )

管理の方法	管理の形態	農地維持管理		簡易な土地基盤整備		備考
		管理面積	作目	管理費の対象	実施 (受益) 事業内容及び面積	
		10a			10a	

(注) 1 管理の方法の欄は緑肥作付、試験栽培、実践研修用地等のように有効利用するか記入する。  
 2 管理の形態は、直轄、委託、一部委託等の別を記入する。  
 3 管理費の対象は種苗代、薬剤費等助成対象を記入する。  
 4 備考欄には実施市町村及び地区名を記入する。

[割る。]

オ 農地保有合理化緊急加速事業 (緊急加速事業利子助成分) (貸付育成タイプ)

a 事業計画 (又は実績) (実施主体: )

区分	一般農地			農業用施設用地等			合計		
	件数	面積	価額	件数	面積	価額	件数	面積	価額
前年度未保有量	件	10a	千円	件	10a	千円	件	10a	千円
本年									
度分									
一時貸付									
本年度未保有量									

(注) 1 前年度未保有量欄及び本年度未保有量欄の件数は買入件数によるものとし、また、価格欄には

対応する土地等の買入価額を記入する。

2 売渡の価額欄は、下段には当該売渡土地の売渡価額を記載し、上段には売渡価額に対応する土地の買入価額を( )内に記載する。

3 農業用施設用地等には、混牧林利用地を含め、農業用施設等には、当該施設と一体的に利用される装置を含む。

b 資金導入計画 (又は実績) (実施主体: ) (単位:円)

区分	買入対価の支出の合計額	貸付料の徴収金額の合計額	売渡対価に対応する買入対価の合計額	年間平均借入残高 $\frac{A-B-C}{365}$	補助対象額		国庫補助金 (E×7/10)	備考
					α率	金額 (D×α)		

(注) 1 A欄は、当該年度4月1日現在における土地買入等残高(前年度末までの元本償還分を除く額)に年間の日数(365日又は366日)(手形借入れによる借換えがある場合は、当該日数1日を加えた日数。)を乗じて得た額と農用地等の買入対価の支出額に、当該対価の支出額の支払日から当該年度の3月31日までの日数を乗じて得た額との合計額を記入すること。

なお、支払額には、利払いのための借入金を含むものとする。

2 B欄は、個々の農用地等の賃借料の徴収金額に、当該賃借料の徴収金額の収入日の翌日から当該年度の3月31日までの日数を乗じて得た額との合計額を記入すること。

3 C欄は、個々の農用地等の売渡対価に対する買入対価の徴収金額の収入日の翌日から当該年度の3月31日までの日数を乗じて得た額との合計額を記入すること。

4 E欄のα率は、別途農林水産省経営局長の定める数値のうち賃借料前払資金の率とする。

辺 [略]

3 経費の配分

経費の配分	負担区分				補助事業に要する経費(又は補助事業に要した経費) (A)+(B)	総事業費 (A)+(B)+(C)+(D)+(E)	農地売買支援事業費 (1) 都道府県指導推進整備費 (2) 機構業務費 (3) 機構事業費
	国庫補助金 (A)	都道府県費 (B)	市町村費 (C)	農地中間管理機構等費 (D)			
農地売買支援事業費 (1) 都道府県指導推進整備費 (2) 機構業務費 (3) 機構事業費	円	円	円	円	円	円	農地売買支援事業費 (1) 都道府県指導推進整備費 (2) 機構業務費 (3) 機構事業費

三 [略]

3 経費の配分

経費の配分	負担区分				補助事業に要する経費(又は補助事業に要した経費) (A)+(B)	総事業費 (A)+(B)+(C)+(D)+(E)	農地売買支援事業費 (1) 都道府県指導推進整備費 (2) 機構業務費 (3) 機構事業費
	国庫補助金 (A)	都道府県費 (B)	市町村費 (C)	農地中間管理機構等費 (D)			
農地売買支援事業費 (1) 都道府県指導推進整備費 (2) 機構業務費 (3) 機構事業費	円	円	円	円	円	円	農地売買支援事業費 (1) 都道府県指導推進整備費 (2) 機構業務費 (3) 機構事業費



(4)~(6) [略]

[新設]

(単位：㎡、円)

(7) 差損助成計画 (又は差積)

都道府県	助成対象農購入農用地等面積	売却価格	対応する買入価格	差引	貸付料取入総額	売買差損額	事業対象差損額	助成金額	農地中間管理機構自己負担額	都道府県助成額
		A	B	$C=B-A$	D	$E=C-D$	$F=C-D$ (※)	$G=F \times \frac{9}{10}$		
	農用地									
	施設用地									
	計									

(※) : Fの額がBの10%超の場合、Fは10%を上限とする。

(8) [略]

3 経費の配分

区	分	補助事業に要する経費 (又は補助事業に要した経費) (A) + (B)	負担区分		経費積算の基礎
			国庫補助金 (A)	公益社団法人全国農地保有合理化協会費 (B)	
農地売買支援事業費 (支援法人費)	1 支援法人指導推進等整備費	円	円	円	
	(1) 事業推進指導費				
	(2) 指導講習活動旅費				
	(3) 農地相談活動費				
	(4) 事業相談活動費				
	(5) 農地中間管理機構農地研修費				
	(6) 連携支援体制機能管理運営費				
	(7) 無利子貸付資金償還業務費				
	(8) 借入金貸付業務体制整備費				
	(9) 差損助成費				

3 経費の配分

区	分	補助事業に要する経費 (又は補助事業に要した経費) (A) + (B)	負担区分		経費積算の基礎
			国庫補助金 (A)	公益社団法人全国農地保有合理化協会費 (B)	
農地売買支援事業費 (支援法人費)	1 支援法人指導推進等整備費	円	円	円	
	(1) 事業推進指導費				
	(2) 指導講習活動費				
	(3) 農地相談活動費				
	(4) 事業相談活動費				
	(5) 中間管理機構事業連携指導費				
	(6) 連携支援体制機能管理運営費				
	(7) 無利子貸付資金償還業務費				
	(8) 借入金貸付業務体制整備費				
	[新設]				

2 借入金金利子助成費

(注) [略]

4 [略]

5 収支予算 (精算)

(1) 収入の部 [略]

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
農地売買支援事業費 (支援法人費)					
1 支援法人指導推進等整備費					
(1) 事業推進指導費					
(2) 指導助言活動費					
(3) 農地相談活動費					
(4) 事業相談活動費					
(5) 農地中間管理機構職員研修費					
(6) 連携支援体制機能管理運営費					
(7) 無利子貸付資金償還業務費					
(8) 借入金貸付業務体制整備費					
(9) 差損助成費					
2 借入金金利子助成費					
合 計					

6 [略]

別記様式第1号-2 (第8関係)

[中略]

契約に係る指名停止等に関する申立書

(注1) [略]

(注2) この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会館事務局筑波産学連携支援センターをいう。

ただし、北海道にあっては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局を含む。

(注3) [略]

2 借入金金利子助成費

(注) [略]

4 [略]

5 収支予算 (精算)

(1) 収入の部 [略]

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
農地売買支援事業費 (支援法人費)					
1 支援法人指導推進等整備費					
(1) 事業推進指導費					
(2) 指導助言活動費					
(3) 農地相談活動費					
(4) 事業相談活動費					
(5) 中間管理機構事業連携指導費					
(6) 連携支援体制機能管理運営費					
(7) 無利子貸付資金償還業務費					
(8) 借入金貸付業務体制整備費					
[新設]					
2 借入金金利子助成費					
合 計					

6 [略]

別記様式第1号-2 (第8関係)

[中略]

契約に係る指名停止等に関する申立書

(注1) [略]

(注2) この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会館事務局筑波産学連携センター (平成27年9月30日までの機関名は農林水産省筑波会議事務局筑波事務所という。) をいう。

ただし、北海道にあっては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局を含む。

(注3) [略]

<p>別記様式第1号-2 (第9関係) ~ 別紙様式第2号 (第9関係) [略]</p> <p>別記様式第3号-1 (第11第1項関係)</p> <p>平成 年度農地集積・集約化対策事業費補助金 (〇〇〇〇) 支払請求書</p> <p>[中略]</p> <p>官署支出官地方農政局総務部長 殿  (北陸農政局, 東海農政局, 近畿農政局) については、官署支出官地方農政局総務管理官 殿  [以下略]</p>	<p>別記様式第1号-2 (第9関係) ~ 別紙様式第2号 (第9関係) [略]</p> <p>別記様式第3号-1 (第11第1項関係)</p> <p>平成 年度農地集積・集約化対策事業費補助金 (〇〇〇〇) 支払請求書</p> <p>[中略]</p> <p>官署支出官地方農政局総務部長 殿  (北陸農政局, 東海農政局, 近畿農政局) については、官署支出官地方農政局総務管理官 殿  [以下略]</p>
<p>別記様式第3号-2 (第11第2項関係)</p> <p>平成 年度農地集積・集約化対策事業費補助金 (〇〇〇〇) 概算私請求書</p> <p>[中略]</p> <p>官署支出官地方農政局総務部長 殿  (北陸農政局, 東海農政局, 近畿農政局) については、官署支出官地方農政局総務管理官 殿  [以下略]</p>	<p>別記様式第3号-2 (第11第2項関係)</p> <p>平成 年度農地集積・集約化対策事業費補助金 (〇〇〇〇) 概算私請求書</p> <p>[中略]</p> <p>官署支出官地方農政局総務部長 殿  (北陸農政局, 東海農政局, 近畿農政局) については、官署支出官地方農政局総務管理官 殿  [以下略]</p>
<p>別記様式第4号 (第13関係) ~ 別記様式第8号 (第20関係) [略]</p>	<p>別記様式第4号 (第13関係) ~ 別記様式第8号 (第20関係) [略]</p>